

令和4年度の裁判官の配置、事務分配、開廷日割及び代理順序を次のとおり定める。

令和3年12月17日

大阪高等裁判所

第1条（裁判官の配置）

全裁判官を分けて別紙のとおり部を構成する。

第2条（事務分配）

- 1 民事の事件は、別に定めるもののほか、第一審、民事控訴、行政控訴、再審及びその他の申請事件の種別ごとに、前年に引き続き第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。

この場合において、民事控訴事件の配付割合は、裁判官が4人以上配置されている部については各6、裁判官が3人配置されている部については各5とする。

配置する裁判官の数が月の2日以降に変更された場合は、その翌月1日からこの割合で分配する。

- 2 民事上告事件は、第11民事部にこれを配付し、同事件1件に対し民事控訴事件1件の割合で、同部への民事控訴事件の配付を減ずる。
- 3 民事の抗告事件（準再審を含み、第17項に掲げる抗告事件を除く。第9項及び第4条第3項において同じ。）は、家事抗告事件、保護命令抗告事件、子の返還抗告事件及び家庭裁判所を第一審とする執行抗告事件については第9民事部及び第10民事部に順次配付し（ただし、その配付割合は、裁判官が4人以上配置されている部については6、裁判官が3人配置されている部については5とする。配置する裁判官の数が月の2日以降に変更された場合は、その翌月1日からこの割合で分配する。）、執行抗告事件（第9民事部及び第10民事部に配付される執行抗告事件を除く。）、倒産抗告事件、民事保全抗告事件、商事非訟抗告事件（過料抗告事件を除き、民事非訟抗告事件を含む。）、借地

非訟抗告事件（罹災都市借地借家臨時処理抗告事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理抗告事件を含む。）及び商事事件の担保提供命令抗告事件については第11民事部にそれぞれ配付し、次の換算割合に従って、当該部への事件の配付を減ずる。

- (1) 遺産分割抗告事件2件に対し民事控訴事件3件の割合
- (2) 保護命令抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (3) 労働仮処分抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (4) 子の返還抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (5) 引き続きの一時保護承認抗告事件1件に対し民事控訴事件1件の割合
- (6) 婚姻費用分担抗告事件、養育費抗告事件、扶養料に関する抗告事件及び財産分与抗告事件2件に対し民事控訴事件1件の割合
- (7) (1)から(6)まで以外の第9民事部、第10民事部及び第11民事部に配付すべき抗告事件3件に対し民事控訴事件1件の割合
- (8) 原審記録の重量5キログラム以上の民事保全抗告事件については(3)、(7)の換算割合の2倍の民事控訴事件に換算する。

その余の抗告事件については忌避関係抗告事件とこれを除く抗告事件とに区分して、前年に引き続き第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。

- 4 高等裁判所を第一審とする家事審判事件は、基本となる家事抗告事件が係属する部に配付する。
- 5(1) 刑事の事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に定める抗告事件（以下「医療観察抗告事件」という。）を含む。）は、別に定めるもののほか、控訴、上告、再審（再審請求事件を含む。）、抗告、抗告受理の申立て及びその他の申請事件の種類ごとに、控訴事件については更に、これを裁判員裁判事件とそれ以外の事件に分け、前者については、原審記録の重量5キログラム未満、同5キログラム以上15キログラム未満、同15キログラム以上（以下「S特配事件」という。）に区

分し、後者については、原審記録の重量2.5キログラム未満、同2.5キログラム以上5キログラム未満、同5キログラム以上15キログラム未満、同15キログラム以上25キログラム未満、同25キログラム以上50キログラム未満（以下「特配事件」という。）、同50キログラム以上（以下「超特配事件」という。）に区分し、抗告事件については更に、これを少年抗告事件、医療観察抗告事件とそれ以外の事件に分け、それぞれの区分に応じて、前年に引き続き第1刑事部から第6刑事部までの各部に順次これを配付する。ただし、S特配事件、特配事件又は超特配事件として配付された事件が受理日から2か月以内に取下げ又は被告人の死亡により終結した場合には、当該事件については、配付がなかったものとし、その直後に配付すべきS特配事件、特配事件又は超特配事件を当該部に配付する。

(2) 抗告受理の申立てについて受理決定をしたときは、その決定をした部に抗告事件を配付し、同一の少年について抗告と抗告受理の申立てがあったときは、先に係属した部に後に係属した事件を配付する。これらの場合においては、抗告受理の申立て1件として扱う。

6 新たに配付される事件について、配付される部の裁判官に除斥原因があるときは、その事件を次順位の部に配付し、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

事件が配付された後に除斥原因が発見され、又は生じた場合には、その部の申出により、高等裁判所長官（以下「長官」という。）において常任委員会に諮問して他の部に配付替えすることができる。配付替えをした場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

7 刑事訴訟法第428条の異議の申立事件は、原決定をした部で更正決定をしないときは、その部以外の刑事部に前年に引き続き順次これを配付する。

8 民事の裁判官又は裁判所書記官の除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は裁判所書記官の属する部以外の民事部に、刑事の裁判官又は裁判所書記官の忌避及び回避申立事件は、当該裁判官又は裁判所書記官の属する部以外の刑事部

に、それぞれ前年に引き続き順次これを配付する。

- 9 最高裁判所から差戻しを受けた事件は、民事部、刑事部の区別に従って、原裁判をした部以外の部に前年に引き続き順次これを配付する。ただし、第2条第3項により第9民事部に専属的に配付した抗告事件については第10民事部に、第10民事部に専属的に配付した抗告事件については第9民事部にそれぞれ配付し、第11民事部に専属的に配付した抗告事件については第9民事部及び第10民事部に順次配付し、本案に付随する民事の抗告事件については、本案事件の係属する部にこれを配付する。
- 10 第1項及び前項の規定にかかわらず、記録（原審記録又は差戻記録）の重量15キログラム以上の民事控訴、行政控訴及び差戻事件（第17項に掲げる控訴事件を除く。）については、その種別を問わず、重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものに区分して、特別に第1民事部から第14民事部までの各部に順次これを配付する。ただし、重量50キログラム以上のものは、第9民事部、第10民事部及び第11民事部には配付しない。

事件が配付された後に記録の重量50キログラム以上のもの、同15キログラム以上50キログラム未満のものであることが判明した場合には、その部から各特別配付の次順位の部にこれを配付替えする。この場合には、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。
- 11 最高裁判所から囑託を受けた和解勧試の事件は、原裁判をした部にこれを配付する。
- 12 関連する事件は、関係各部が協議して一つの部から他の部にこれを移すことができる。事件を移した場合には、長官に通知するものとし、後者がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。
- 13 上訴申立てによる強制執行停止、民事保全申請事件、刑事補償、費用補償請求事件及びその他の本案に付随する申請事件は、本案の係属する部又は係属した部にこれを配付する。

- 14 特別部は、裁判所法第16条第4号の訴訟及び分限事件並びに次項により特に配付される事件を担当する。
- 15 裁判官会議において特別の事情があると認めるときは、前各項の規定にかかわらず、これと異なる取扱いをすることができる。
- 16 各部の前年度未済事件は、その部でこれを処理する。
- 17 第1項、第3項及び第10項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、育成者権、商号権、不正競争防止法、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律又はパブリシティ権に関する民事及び行政控訴事件、民事及び行政抗告事件並びに民事及び行政再審事件(以下、控訴事件、抗告事件又は再審事件の区分に従い、「知的財産権控訴事件」、「知的財産権抗告事件」又は「知的財産権再審事件」という。)は、第8民事部にこれを配付し、次の区分に従い、同部への他の事件の配付を減ずる。
 - (1) 記録の重量15キログラム未満の知的財産権控訴事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、同15キログラム未満の民事又は行政控訴事件3件の割合
 - (2) 記録の重量50キログラム以上、同15キログラム以上50キログラム未満の知的財産権控訴事件1件に対し、それぞれ同50キログラム以上、同15キログラム以上50キログラム未満の民事控訴、行政控訴及び差戻事件1件の割合
 - (3) 知的財産権抗告事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、記録の重量15キログラム未満の民事又は行政控訴事件1件の割合
 - (4) 知的財産権再審事件1件に対し、民事事件又は行政事件の区分に従い、民事又は行政再審事件3件の割合

第8民事部を除くその余の民事部に事件が配付された後に、知的財産権控訴事件、知的財産権抗告事件又は知的財産権再審事件であることが判明した場合には、その部から第8民事部にこれを配付替える。

知的財産権控訴事件又は知的財産権再審事件を配付替える場合には、後者

がその直後に配付を受けるべき新件を前者に配付する。

第3条（開廷の日割）

各部の開廷日割は、次のとおりとする。ただし、各部において必要があるときは、他の日にも開廷することができる。

第1民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第2民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第3民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第4民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第5民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第6民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第7民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第8民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第9民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第10民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第11民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第12民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第13民事部	月（第2・第4）、火、木曜日
第14民事部	月（第1・第3・第5）、水、金曜日
第1刑事部	月、火、木曜日
第2刑事部	月、水、金曜日
第3刑事部	月、火、木曜日
第4刑事部	月、水、金曜日
第5刑事部	月、火、木曜日
第6刑事部	月、水、金曜日
特別部	随時

第4条（裁判事務の代理順序）

1 裁判長に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別紙に掲げる順序によりこ

れを代理する。

- 2 特別部以外の各部の陪席裁判官に差し支えがあるときは、あらかじめ長官が定める順序により、他の部の陪席裁判官がこれを代理する。ただし、これによることができないときは、長官の指名する裁判官がこれを代理する。
- 3 部の裁判官全員に差し支えがあるときは、次の例により他の部の裁判官がこれを代理する。ただし、第2条第3項により第9民事部、第10民事部及び第11民事部に専属的に配付する抗告事件の処理については、第9民事部及び第10民事部は相互に、第11民事部については、第9民事部及び第10民事部が順次代理し、代理部の裁判官全員に差し支えがあるときは、本文の例による。

差し支えのある部	代 理 す る 部	
	第 1 次	第 2 次
第 1 民事部	第 2 民事部	第 4 民事部
第 2 民事部	第 1 民事部	第 3 民事部
第 3 民事部	第 4 民事部	第 2 民事部
第 4 民事部	第 3 民事部	第 1 民事部
第 5 民事部	第 6 民事部	第 8 民事部
第 6 民事部	第 5 民事部	第 7 民事部
第 7 民事部	第 8 民事部	第 6 民事部
第 8 民事部	第 7 民事部	第 5 民事部
第 9 民事部	第 10 民事部	第 12 民事部
第 10 民事部	第 9 民事部	第 11 民事部
第 11 民事部	第 12 民事部	第 14 民事部
第 12 民事部	第 11 民事部	第 13 民事部
第 13 民事部	第 14 民事部	第 10 民事部
第 14 民事部	第 13 民事部	第 9 民事部
第 1 刑事部	第 2 刑事部	第 4 刑事部

第2刑事部	第1刑事部	第3刑事部
第3刑事部	第4刑事部	第6刑事部
第4刑事部	第3刑事部	第5刑事部
第5刑事部	第6刑事部	第2刑事部
第6刑事部	第5刑事部	第1刑事部

第1次及び第2次代理部に差し支えがあつて代理することができないときは、当日開廷の他の民事部又は刑事部で適宜代理する。

第5条（司法行政事務の代理順序）

- 1 長官に差し支えがあるときは、別表に掲げる裁判官がその順序によりこれを代理する。
- 2 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別紙に掲げる順序によりこれを代理する。

附 則

この定めは、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年1月17日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年2月9日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年3月3日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年3月13日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年8月26日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年9月3日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年9月21日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この定めは、令和4年11月1日から施行する。

(別紙)

第1条による部の構成及び第4条第1項、第5条第2項による代理順序

第1民事部

裁判長	判 事	山 田 明
	判 事	川 畑 公 美
	判 事	井 上 博 喜
	判 事	柴 田 義 人

第2民事部

裁判長	判 事	清 水 響
	判 事	坂 上 文 一
	判 事	田 中 俊 行
	判 事	佐々木 愛 彦

第3民事部

裁判長	判 事	石 原 稚 也
	判 事	大 場 めぐみ
	判 事	野 上 あ や
	判 事	荒 井 章 光

第4民事部

裁判長	判 事	水 野 有 子
	判 事	遠 藤 俊 郎
	判 事	大 島 道 代
	判 事	大 野 祐 輔

第5民事部

裁判長	判 事	太 田 晃 詳
	判 事	住 山 真一郎
	判 事	河 本 寿 一

	判 事	伊 丹 恭
第6民事部		
裁判長	判 事	大 島 眞 一
	判 事	橋 詰 均
	判 事	和 田 健
第7民事部		
裁判長	判 事	富 田 一 彦
	判 事	上 田 卓 哉
	判 事	栩 木 有 紀
	判 事	前 原 栄 智
第8民事部		
裁判長	判 事	森 崎 英 二
	判 事	渡 部 佳 寿 子
	判 事	岩 井 一 真
第9民事部		
裁判長	判 事	千 葉 和 則
	判 事	種 村 好 子
	判 事	惣 脇 美 奈 子
	判 事	井 川 眞 志
	判 事	空 閑 直 樹
第10民事部		
裁判長	判 事	中 垣 内 健 治
	判 事	高 橋 伸 幸
	判 事	國 分 晴 子
第11民事部		
裁判長	判 事	植 屋 伸 一
	判 事	福 田 修 久

判 事	原	司
判 事	大 河	三奈子

第12 民事部

裁判長	判 事	牧	賢 二
	判 事	和久田	齊
	判 事	西 森	みゆき
	判 事	宮 崎	朋 紀

第13 民事部

裁判長	判 事	宮 坂	昌 利
	判 事	鈴 木	陽一郎
	判 事	田 辺	麻里子
	判 事	馬 場	俊 宏

第14 民事部

裁判長	判 事	本 多	久美子
	判 事	末 永	雅 之
	判 事	小 堀	悟
	判 事	大 森	直 哉

第1 刑事部

裁判長	判 事	和 田	真
	判 事	松 田	道 別
	判 事	今 井	輝 幸
	判 事	肥 田	薫

第2 刑事部

裁判長	判 事	長 井	秀 典
	判 事	杉 田	友 宏
	判 事	太 田	寅 彦

第3 刑事部

裁判長	判 事	石 川 恭 司
	判 事	田 中 健 司
	判 事 (兼務)	武 田 正
	判 事	山 田 裕 文

第4刑事部

裁判長	判 事	齋 藤 正 人
	判 事	大 西 直 樹
	判 事	赤 坂 宏 一

第5刑事部

裁判長	判 事	坪 井 祐 子
	判 事	武 田 正
	判 事	坂 本 好 司

第6刑事部

裁判長	判 事	芦 高 源
	判 事	丸 田 顕
	判 事	奥 山 雅 哉

特別部

裁判長	高等裁判所長官	後 藤 博
	判 事	和 田 真
	判 事	植 屋 伸 一
	判 事	種 村 好 子
	判 事	松 永 栄 治
	判 事	井 川 真 志
	判 事	武 田 正
	判 事	太 田 寅 彦

(別表)

第5条第1項による司法行政事務の代理順序

判 事	植 屋 伸 一
判 事	和 田 真